**FFG職場つみたてNISA利用規約（奨励金あり）**

第１条（目的）

１　FFG職場つみたてNISA利用規約（以下、「本規約」という）は、FFG職場つみたてNISA（以下、「本制度」という）を、役職員等の自助努力による計画的な資産形成を支援する制度と位置づけ、本制度を通じて、役職員等の生活の安定と将来への備えを充実させ、ライフサイクル（子女の教育、住宅購入、老後の生活等）への対応力を向上せしめることにより、福利厚生の増進を図ることを目的として定める。

第２条（制度）

１　本制度は、前条の目的を実現するために、役職員等の行う投資信託の累積投資取引を、租税特別措置法に基づく少額投資非課税制度（以下、「NISA制度」という）における非課税累積投資契約に基づく買付けを活用して実行することを原則とする。

２　本制度は、役職員等が課税取引等により本制度外で別途資産形成等を行うことを妨げない。

第３条（制度運営の委託）

１　本制度を導入する事業主（以下、「事業主」という）は、本規約に基づく本制度の運営業務に関し、もっぱら利用者の利益の観点から、本制度の運営業務を受託する能力等を具備しているかについて適切な確認を行ったうえで、以下の者に委託する。

　名　称 株式会社熊本銀行

　所在地 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目29番20号

第４条（運営業務の内容）

１　前条により委託を受けた熊本銀行は、熊本銀行が定める規定・約款等に基づき、役職員等と投資信託の累積投資取引（以下、「積立取引」という）に関する契約を締結し、当該規定・約款等及び関係法令諸規則に従い、以下の各号に掲げる業務をはじめとした本制度の運営業務を行う。

（１）運用対象となる投資信託商品の選定

（２）熊本銀行との間で積立取引契約を締結している役職員等（以下、「利用者」という）が行った注文の受注、執行の取扱い及びあらかじめ指定する金額（以下、「振替金額」という）の口座振替業務

（３）利用者に対する取引履歴、資産残高等の通知

（４）利用者に対する投資教育（ライフプラン、制度、資産形成の目的、長期・分散・積立投資の効果、商品の特性・リスク・その他重要事項等）

（５）その他本制度に付随する業務

第５条（利用者の資格）

１　本制度を利用できる役職員等は、原則満18歳以上かつ事業主から給与や賞与等の名目で定期的に報酬を得ている者で、以下の各号に掲げる者とする。

（１）取締役、監査役等

（２）従業員（事業主と労働契約を締結する者で、正社員・期間社員・臨時社員、雇用契約・嘱託契約の別を問わない）

第６条（申込）

１　本制度の利用を希望する場合、役職員等は、あらかじめ熊本銀行が定める投資教育を受講のうえ、熊本銀行に自ら直接NISA口座開設及び積立取引を申込んだ後、事業主に本制度の利用を事業主が定める所定の書式により申込むことにより利用できるものとする。

２．役職員等による積立取引の拠出金は、次条に定める方法により行うものとする。

第７条（拠出金）

１　積立取引の拠出金は、熊本銀行が定める規定等に基づき、1,000円以上、1円単位とし、利用者は、利用者の個人口座から口座振替方法により払い込む。

２　NISA制度における積立投資枠を超える買付がなされた場合には、課税での投資とする。

第８条（利用開始・変更等の手続き）

１　利用者は本制度の利用開始に際し、次条に定めるとおりFFG職場つみたてNISAポータル（以下、「ポータル」という）に自らで必要な情報を入力する。

２　利用者の情報に追加・変更等がある場合も、ポータルにより行うものとする。

第９条（利用者の情報の管理）

１　事業主は、役職員等の本制度の利用開始に際し、役職員等がポータルに入力した氏名・住所・生年月日・入社年月日・投資教育受講日・預金口座及び投資信託の取引店番、口座番号・積立実績情報等（以下、「利用者情報等」という）の管理を行う。

２　利用者情報等は、事業主及び熊本銀行が共有し、本制度の適切な運営においてのみ使用する。

３　利用者は、利用者情報等について、追加・変更等がある場合には、ポータルより内容を更新する。

４　事業主は、利用者情報等の追加・変更等について、適宜内容の確認を行う。

　第１０条（奨励金）

１　事業主は、ポータルを通して利用者と共有する利用者の積立実績情報を、奨励金の計算、付与のために使用する。

２　事業主は、積立実績情報のうち利用者の買付実績（NISA口座による定時定額取引での買付）を確認したうえで、次項に定める奨励金を計算、付与する。

**３　（奨励金の金額（上限）・条件・支給日・支給方法等を本項目に規定）**

第１１条（非課税口座開設）

１　利用者は、第３条第１項に規定する熊本銀行において、NISA制度における非課税口座を開設する。

第１２条（運用商品の選択・変更）

１　本制度の積立取引は、熊本銀行が選定した投資信託商品のうち、定時定額取引ができる商品から選択する。（対象となる商品は熊本銀行のホームページで確認することができる）

２　利用者が積立取引の追加または変更等を希望する場合には、熊本銀行に直接申し出る。

第１３条（投資教育）

１　利用者は、本制度利用申込に際して、あらかじめ熊本銀行が定める投資教育（投資教育動画の視聴または熊本銀行が開催する投資教育セミナー）を受けた場合、ポータルに受講日を登録する。

第１４条（自己責任）

１　利用者は、本制度の利用に当たって、投資判断、運用商品の選択、振替金額の設定、取引履歴・資産残高の確認、ポータルへの利用者情報等の入力及び熊本銀行から提供を受ける情報の採否等については、利用者自らの責任のもとで行う。

第１５条（資産形成目的の理解と目的外売却の制限）

１　本制度は、第１条に規定するライフサイクル（子女の教育、住宅取得、老後の生活等）への対応力を向上させることにより、役職員等の福利厚生の増進を図ることを目的とするものであり、利用者は当該目的を十分に理解し、当該目的に適合しない積立資産の売却・取崩し等の行為は、原則として行わない。

第１６条（個人情報の取扱いに関する同意）

１　利用者は、本制度における個人情報の利用・提供・共有に関し、以下の各号について確認し、同意する。

（１）本制度利用にあたり入力する利用者の個人情報（氏名・住所・生年月日・入社年月日・投資教育受講日・預金口座及び投資信託の取引店番、口座番号、積立金額・積立実績・運用実績等個人の資産の運用に関する情報）は、事業主と熊本銀行との間で共有され、本制度の円滑な運営・管理・事務に利用される。

（２）事業主は、利用者の積立実績情報を、奨励金の計算・付与のために利用する。

（３）本制度利用規定に定める奨励金は、事業主が熊本銀行から受領する利用者の積立実績情報を確認・計算し、給付される。

以上